

令和3年3月31日(水)

問合せ 総務部総務課職員係

電話 0126-62-3135

担当 総務部長

職員の懲戒処分について

下記のとおり懲戒処分しましたので、職員の懲戒処分の取扱等に関する規程(平成19年訓令第8号)に基づき公表します。

記

- 所属
教育委員会
- 職名
係長
- 年齢
50歳
- 非違行為の概要
ストーカー行為
- 処分内容
減給10分の1(3か月)
- 処分年月日
令和3年3月31日(水)